

徒然草「常縁本」の章段配列

宮内三二郎

A study on 'Tsuneyoribon' of Tsurezuregusa

Sanjiro MIYAUCHI

1

徒然草の諸伝本中、いわゆる「常縁本系統」の諸本は、章段の配列が他系統本のそれとかなり異なっている。徒然草の原本（の形態）の探求においては、この章段配列の異同は、本文の語句の異同よりも重視すべきである。というのは、本文の異同は、諸本のそれぞれの伝写の間に生じた誤写や、後人の意図的な改変に因ることも少なくないだろうと想像され、必らずしも現存諸本間の異同を、ただちにそれらの諸本の祖本の間での異同とみなすわけには行かないのに対して（注）、章段の配列は、伝写の間においてはそれほど手軽に改変されるとは思われず、書誌的事情に因るものを除いては、祖本間の異同がそのまま伝えられている可能性が大きい、と判断されるからである。（もちろん、後人による意図的な改削、という可能性も全く無いというわけではない）。

（注。村井順氏は、「常縁本『つれづれ草』が原形本に近い理由」（『古典文庫・つれづれ草常縁本上巻』付載。「常縁本徒然草・解釈と研究」所収）という論文で、12ヶ条の理由を挙げて、常縁本が原形本に近く、流布本（鳥丸光広本）は原本に最も遠い後人の改削本であることを主張されたが、12ヶ条のうちただ1条を除いて、他はすべて本文の語句の異同を論拠とされている。これでは、現行常縁本と現行流布本との比較の域を出ないのではなからうか）。

常縁本の性格については、すでに吉田幸一、村井順、小山敦子、桑原博史らの諸氏の調査研究の結果が発表されているが、私は自分一個の見地から、該本と鳥丸光広本との章段配列の異同を比較検討してみた。私の得た結論からすれば、吉田幸一氏が昭和34年に、控え目に提示された見解——「常縁本は……つれづれ草の原形本の一、——未推敲の初稿本系の転写本かも知れない——を伝えたものではあるまいか」（『常縁本つれづれ草私考』（『古典文庫・つれづれ草常縁本』）所収）——が、下冊のみが知られていたにすぎない時期における推測であったにもかかわらず、最も真実に近いのではないかと、との感が深い。ただ、吉田氏は、

章段順序の異なる二群のつれづれ草について、（イ）逐段執筆せる原形本（仮に初稿本とする）と、（ロ）逐段執筆章段を改変した本（仮に精稿本とする）とがあったと想定し、

その一が正徹本・流布本系の現行本となり、他が常縁本として伝はっているという可能性を考え、

常縁本が後人の改変本でない限り、原形本の一であったかもしれない

とされたのであるが(105 ページ)、私は橘一純氏以来の(もしくは近世の諸注釈家以来の)「逐段執筆」説にかねがね大きな疑問を感じており、別稿で、流布本の章段配列の順序は、必ずしも執筆順ではないことの論証を試みた。ここでは詳論を省くが、私は、流布本に限らずおよそ徒然草には、「逐段執筆せる原形本」というようなものは、はじめから存在しなかったのであって、徒然草は、作者が長年月に亘って日記風に断続的に書き記しつづけてきた記録草稿の中から、現行の240余篇の記事を選択抄出し、これを作者自身の手で配列構成して、上下2冊の随想集に編集した時、はじめてそこに「原本」が成立した、と考える。(ただし、章段の配列に当っては、原則的には執筆年時順をとったらしく、間々色々の理由で(たとえば、或る特定の読者の通読の興味をつなぐためとか、記事の背後にあった事実を臚化するためとか、作者自身の形式感覚に抵抗を感じさせるような配列を改めるとかの)、それを変更したもののようである。——これらの点については、稿を改めて論ずることとする)。それゆえ、私の場合、常縁本を「原形本の一」と推定するのは、編集本としての原形本の一、という意味においてである。

さて、常縁本系統と流布本系統との章段配列の異同に関しては、桑原博史氏が、「徒然草常縁本系統の研究」(福田秀一・桑原博史編、「常縁本徒然草」所収)の中でくわしい分析を行なっておられるが、私見では、同氏の所論は、両系統本の比較を行なうに当たっての基本的な観点と、比較の方法およびその内容に疑問がある。氏は、

問題は、常縁本がこのように配列をあらためることによって、章段間に有機的なつながりが生じているのかどうかということである。鳥丸本を中心とする流布本の章段配列については、近世以来、章段の連続性が注目されて、全段に連想のつながりがあるという極端な論まであることは周知のとおりである。常縁本については、残念ながらその新しい配列に、私は有機的なつながりを見出すことができなかった。

とされた。あえて批評を加えるならば、まず氏は、「極端な論」を云々しながら、「有機的なつながり」、「連続性」ということを唯一つの目安として、両本の比較を行なっておられる。ここには、〈徒然草は逐段執筆されたはずである。逐段執筆であるからには、各段の間には常に前の段から後の段への「有機的なつながり」、「連続性」(加藤磐斎のいわゆる「来意」)があるはずである〉、というまさに「近世以来の」誤まった先入観があり、そしてまたそこから、〈各段の接続に有機的なつながりがあるかどうか、を検することによって、諸本の性格——原本の形態を伝えているかどうか——を判定し得る〉、という考え方が出てきている、と思う。

今ここで「逐段執筆」説そのものの可否を論ずる余裕はないが、たとえ仮りに徒然草が逐段執筆されたものであるとしても、各段は常に「有機的なつながり」や「連続性」を以て順次に接続しているとは限らないはずである。逐段執筆説の強力な主張者であった橘純一氏でさえも、「日本古典全書・徒然草」の頭注に、「この段は全く今までの聯想を去って」、「前段も本段も前からの聯想は考へられない」、「前の聯想から離れた有職上の考証」、「前段との聯想の跡は認め難い」等としばしば前後の章段の非連続性を指摘された。或る一段からつぎの一段へ書き進める際に、題材・主題・文体

等あらゆる点で前段と何のつながりもない記事へ筆を移すということは、しばしば行なわれたに相違ない。たとえば「無常」を論ずる段のつぎに有職故実の段が書かれ、そのつぎには説話的な段がつづく、といったようなぐあいである。徒然草の章段配列の問題は、この転換、このいわば非連続の接統という要因を抜きにして考えることはできないだろう。

したがって、「有機的なつながり」のない配列の方が原本の配列であって、そのみられる配列は後人（または作者自身）の改削による、ということの可能性も大いにある。桑原氏は、

鳥丸本 137 段「花は盛りに」138 段「祭過ぎぬれば」ならば祭という連想があるのに、常縁本 137 段「祭過ぎぬれば」156 段「大臣の大饗は」では、意味のない連続となっているのである。

と言われるが、鳥丸本の連続は後人のさかしらで、常縁本の方が原初の配列である、ということも決して考えられないわけではないのである。要するに、「連続性」を諸本の性格の判定の唯一の基準とすることは、初歩的な方法の誤まりというほかはない。

第二に、桑原氏は、前掲の引用文中の、「常縁本がこのように配列をあらためることによって」や、「常縁本については……その新しい配列に……」という言葉によってもわかるように、流布本系統の章段配列がまず先にある、のちに常縁本がそれを「あらためた」のだ、という観点に立って両本を比較し、そしてそれだけで終わられる。常縁本系統の祖本と、それ以外の諸系統の祖本との間の、成立年時の先後関係は、今のところ全く未解決である以上、桑原氏のとられた観点は明らかに一面的であって、たとえ常縁本系統の章段配列だけが特異なもので、他系統諸本は章段配列の点ではすべてほぼ一致するにしても、そのことだけで常縁本の配列を「新しい」、「あらためられた配列であるときめてしまうわけには行かない。したがって両系統本の間を調査する手続は、〈流布本→常縁本〉という想定にもとづくものと、その逆の〈常縁本→流布本〉という想定にもとづくものとの両面から進められなければ片手落ちとなる。事実、後述するように、この両面からする調査の結果は、桑原氏の、

……いえるのは、常縁本系統の配列も流布本系統の配列も、ともに一つの源から派生し、流れ出ているということだけである。

……章段配列の基本は動かぬものとしてできあがっていて、その範囲内で流布本系統や常縁本系統の章段順序が確立した……。

という結論とは、かなりちがったものになった。

（これに類似する諸本研究の方法や手続き上の片手落ちを、私は「増鏡」の「二十巻本」と「十七巻本」との関係の問題においても経験した。この両本の相違は、通説の〈十七巻本→二十巻本〉という観点からは説明がつかず、逆の、〈二十巻本→十七巻本〉という見方をとるときはじめて合理的な解釈が得られるのできる。（参照・拙著「増鏡の原形態」））。

第三に、桑原氏は、

鳥丸本 106 段「高野の証空上人」107 段「女の物言ひかけ」では連続性がないのに、常縁本

106 段「高野の証空上人」^{ママ} 146 段「明雲座主」ならば高僧逸話という点で連続する……

と言われたが、鳥丸本の 106 段と 107 段は、表面的には別種の記事のようにみえても、内容上では、女性評という点で明らかに連想の脈絡があり、また鳥丸本の 146 段「明雲座主……」は、145 段の「御隨身秦重躬……」と 2 段 1 対の緊密な結合をなして、その「連続性」は、常縁本の「高僧逸話」といった皮相な連続性の比ではない（これらについてはなお後述する）。

そこで私は、以下の考察に当っては、徒然草原本の章段の配列順序は執筆順である、という「逐段執筆」説を棚上げするとともに、章段間の連続性ということ以外の種々の要因を考慮に入れながら、両本の比較を試みることにする。種々の要因とはおよそつぎのようなものである。

1. 一般に徒然草の章段配列においては、いわば漢詩の対句かまたは和歌の上句と下句のような関係、あるいは単なる同一または類似の題材や主題の記事の並置という関係で、相互に緊密に結びついた 2 ケ段（時として 3 ケ段）1 組のグループがきわめて多く、これが徒然草の章段配列の最も基本的な単元^{ユニット}となっている、と言える。（私の計算では 40 数組をかぞえる）。

2. 同一または類似の主題や題材の記事が 5、6 段以上連続する場合は、その中間に別種の記事の 1、2 段を挿入して単調さを避けていることがしばしばある。

3. 有職故実関係記事の章段は、その性質上大部分が比較的短文であり、しばしば 5、6 段あるいはそれ以上並置されるが、他種類の記事の間に単独で挟まって、2 項で述べた役割をはたしていることもある。奇談・異聞にぞくする比較的短かい記事の章段もこれとほぼ同様である。

4. 宮廷・宮廷人関係の記事と、仏寺・僧侶関係の記事とは、並置されることが多い。

5. 女性・恋愛・色欲に関する記事は、必ず、と言っていいほど、無常観や仏道修行に関する記事と並置される。

6. 連歌の付け合いのような要領で、或る 1 段からつぎの 1 段へ移ることが非常に多い。また章段間の、低次元での付き過ぎをきらう傾向が強い。

7. 作者が第 82 段でみづから表明したような、完璧さや整齐均衡をきらい、むしろ不完全、不均衡をよしとする形式感覚にもとづく微妙な配列技巧がうかがわれる。

8. 以上の諸項で指摘したことは、全体の章段配列が、無技巧の執筆順ではなく、意識的な構成によるものであることを示唆しているが、逆に、執筆の外面的動機——作者の身辺や世上の出来事や状況など——の生じた時間的順序どおりに配列されていることもすくなくない。この場合は「逐段執筆」であるわけであるが、そこには「来意」、連想などの内面的な意味での連続性は見出されないことが多い。

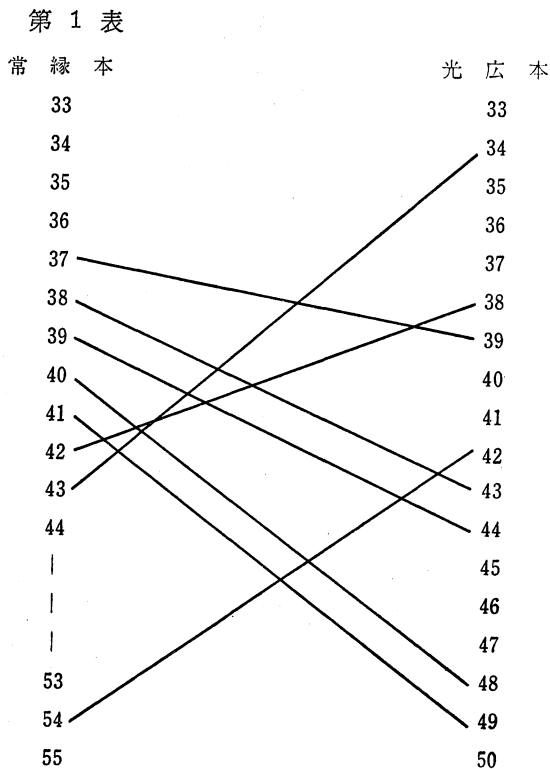
なお、以下の常縁本と流布本（鳥丸光広本）との比較に当っては、引用文は、煩雑を避けるために、常縁本の場合もすべて光広本の本文を用いた。また両本間の配列の異同は、光広本の第 34 段から 54 段までの間のものと、107 段から 205 段までの間のものと 2 部分に大別することができるが（前者は 1 段乃至 2、3 段ずつの小刻みの異同であり、後者は数十個段ずつまとまったの異同を主としている）、便宜上この 2 部分に分けて考察し、あとでまとめて考えることにしたい。

2

序段から100段までの部分における配列の異同は、第1表の通りであって、異同は第34段から54段までの21ヶ段の範囲内にみられる（常縁本の配列で言えば、第37段から43段までの7ヶ段と第54段の計8ヶ段の位置が、光広本の場合と異なっている）。

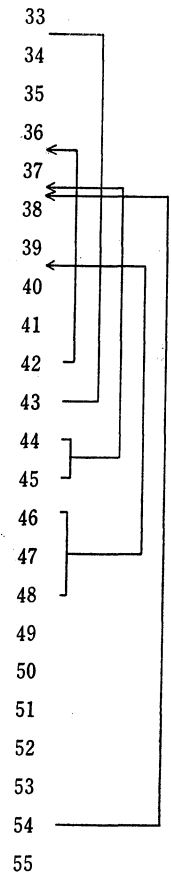
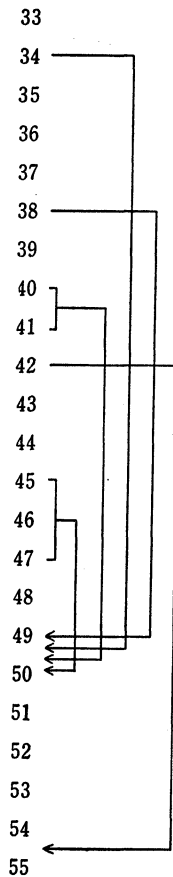
この両本の異同が、相互に無関係に生じたものでなく、どちらか一方が先にあると仮定し、他方がその配列を変更したことによって生じたものであると仮定し、変更の手順を考えてみると、不自然さの最もすくない、またもっとも単純な（最も変更回数のすくない）手順は、第2、3表に掲げるものであるようである。

第2表（光本→常本）の場合は手順を見出すことがきわめて困難で、たとえてみれば、逆さになっている文字（彩）を、それと知らずに、その筆順を辿ろうとするのに似ていた。これに反して第3表（常本→光本）の場合は、正常位の文字（徒）の筆順を辿るようにまことに簡単で、第何段を第何段と第何段との間へ移したか、ということ容易に移動先を見定めることができた。このことだけでもすでに、両本の配列の異同は、〈光本→常本〉の方向ではなく、〈常本→光本〉の方向で変更が行なわれたために生じたものであることを示していると思われるが、内容的にみても、第2表の場合は、一体なぜ、38、34、40・41、45・46・47の計7ヶ段を、この順序で、49段と50段との間へ持って



第2表（光広本→常縁本）

第3表（常縁本→光広本）



来たのか、皆目解釈がつかないのに対して、第3表の場合は、まず7, 8分通り移動の理由の説明がつけられるのである。私の試みた解釈をつぎに述べてみよう。

第3表の場合の位置移動の理由・動機を見出すためには、移動させられている章段が、常縁本の第42段から48段までの連続する7ヶ段に集中していて、そのほかには54段がこれに加わっているだけである、という点に注目することが一つの手がかりとなるだろう。

常縁本の配列を改めて見直してみると、43段（「甲香はほら貝のやうなるが……」）から54段（「唐橋中将といふ人の子に……」）までの12ヶ段は、いずれも俗話や奇談、異聞のたくいの記事で（注）、しかもいずれも、題材となった出来事や事柄の場所名を挙げ、またほとんどすべて特定の人物を点出している点で、いちじるしい共通性を有する一団の章段群を形成している。なおまた、その人物たちは、大半が僧侶（法師）で、その他は下層の庶民であり、他の個所に数多くみられる宮廷・宮廷人の逸話は、題材・主題としては全然とりあげられていない。（43 武蔵国金沢・所の者、44 因幡国・何の入道・その娘、45 賀茂・雑人・法師、46 良覚僧正、47 柳原・強盗の法印、48 清水・比叡山・老尼、49 伊勢国・東山・安居院・京白川の人、50 大井河・土民・宇治の里人、51 石清水・ある法師、52 仁和寺の法師・童・京なる医師、53 御室・双の岡・法師・児、54 行雅僧都）。つまり常縁本は、43段から54段までの12ヶ段に、市井の俗話をとりあつめているわけである。

註。45段（「五月五日、賀茂のくらべ馬を見侍りしに……」）を、木にのぼって競馬見物をしながら居眠りする法師の話、ということでは俗話や奇談の部類に入れることには、あるいは異論があるかもしれない。たしかにこの段は、作者自身の経験と、自分がその際口にした人生観や無常観めいた言葉を記しているものであって、隣接する諸段とはその点異質的ではある。しかし本段の記事内容と叙述の仕方は、本段がもともと単独に綴られてここに位置しているのではなく、むしろ第238段の自讃七条の記事とともに草されたのが、なんらかの理由でそこから切りはなされてこの位置に置かれたものであろうことを思わせる。たとえば、本段の冒頭の「五月五日、賀茂のくらべ馬を見侍りしに……」は、238段の各条の冒頭の、「人あまた連れて花見ありきしに」「……御曹子へ用ありて参りたりしに」「人あまた伴なひて三塔巡礼の事侍りしに」「賢助僧正に伴なひて加持香水を見侍りしに」「二月十五日、……聴聞し侍りしに」などと酷似し、自讃の弁であることで一致し、また「かほどの理、誰かは思ひよらざらんれども」は、第2条中の「かほどの事は兒どもも常のことなれど」と酷似する。（なお、ついでながら、いわゆる「第一部」中の第11段「神無月の比……ある山里にたづね入る事侍りしに……」や、第32段「九月廿日の比、……明るるまで月見ありく事侍りしに……」も、書き出しの類似性だけでなく、内容にも或る似通ったところがあるのは興味深い）。

ところでこの12ヶ段は、さらに2ヶ段乃至3, 4ヶ段ずつの一とまとまりの小グループから成っていて、このグループ毎については、同時的（継時的）執筆ということが考えられるけれども、12ヶ段全部の配列が、作者が想の浮ぶままにつぎつぎに執筆して行ったその執筆順序通りであるとは思われず、すくなくともこの部分の配列は、一種類纂的な配列であって、従ってまた常縁本そのものも、「逐段執筆」の「原本」などではなくて編集本であることの一証左であるとみることができ、それはさて措くとして、このように同一（題似）種類の記事が10個段以上にも亘って連続配列されているのは、全篇中この個所だけであると言ってよく（他に、159~167段の故実・考証の9ヶ段の連続はこれに近いが、この場合は大部分の章段が1, 2行の短文であるため、それほど気には

